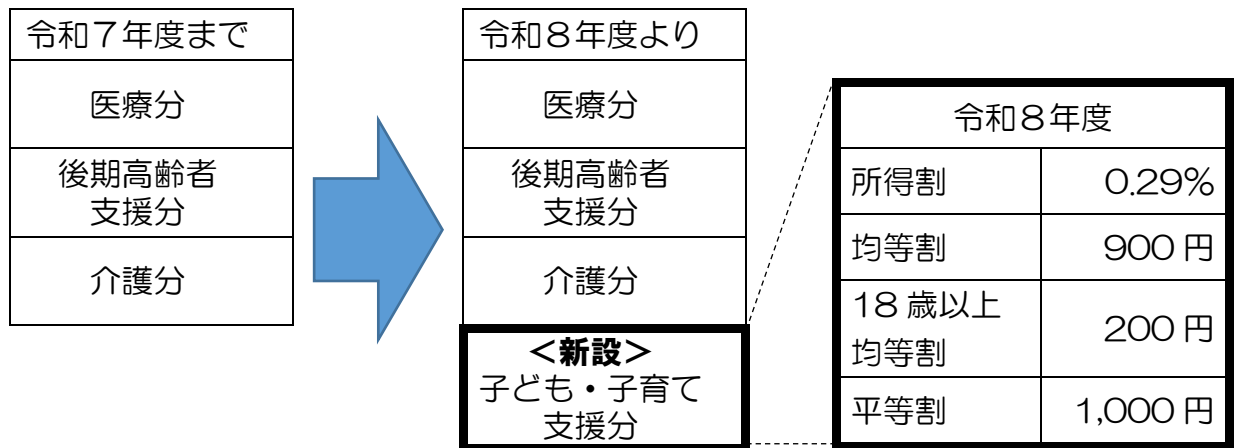


【重要】令和8年4月1日から 国民健康保険料に 「子ども・子育て支援分」が導入されます

令和8年4月1日から、国民健康保険料の算定方式が変わります。国が進める「加速化プラン」に基づき、全世代で少子化対策を支え合うため、新たに「子ども・子育て支援納付金」が創設されました。これに伴い、国民健康保険料においても従来の構成に加えて「子ども・子育て支援分」の保険料率が新設されます。

1. 何が変わるの？

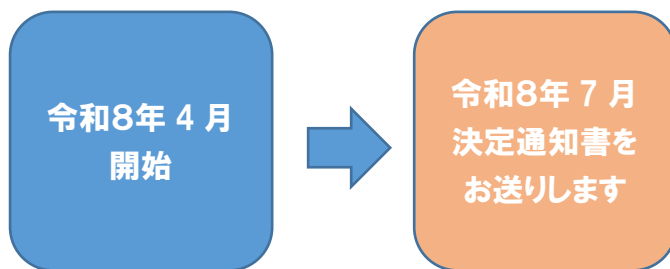
これまでは「医療分」「支援金分」「介護分」の3種類でしたが、令和8年度からは4種類の合計額となります。



具体的な金額は所得により異なります

2. 保険料額・今後の流れ

令和8年度の具体的な保険料額は、7月上旬にお送りする「国民健康保険料 決定通知書」にて、個別の納付額をお知らせいたします。



【問合せ先】 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

- ・保険料について ~ 斜里町 課税係 / 電話：26-8215
- ・資格・給付について ~ 斜里町 医療年金係 / 電話：26-8314